令和７年（ワ）第７４４１号　国家賠償請求事件

原　　告　　柴田[redacted]　ほか３名

被　　告　　国

調査嘱託申立てに対する意見書

令和８年８月２１日

東京地方裁判所民事第５０部合Ｄ係　御中

被告指定代理人　　山　口　雅　裕

津　野　立　也

杉　田　龍　政

阿　川　嘉　道

武　田　寛　子

髙　橋　一　光

金　山　亮　吾

被告は、本意見書において、原告らの２０２６年７月９日付け調査嘱託申立書（以下「**本件調査嘱託申立書**」といい、同申立書による調査嘱託の申立てを「**本件調査嘱託申立て**」という。）について意見（後記第１）及びその理由を述べる（後記第２）。

なお、略語等は、本意見書で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第１　意見

本件調査嘱託申立ては、却下されるべきである。

第２　理由

１　本件調査嘱託申立ての内容

原告らは、①「保釈中の被告人の罪名別の逃亡率」、②「公訴事実と同一の前科・前歴を有する被告人と有しない被告人の各保釈中の逃亡率」、③「公訴事実と同種の前科・前歴を有する被告人と有しない被告人の各保釈中の逃亡率」、④「刑訴法８９条３号該当性が認められた被告人と同号該当性が認められなかった被告人の各保釈中の逃亡率」（以下、これら①～④の調査事項をまとめて「**本件各調査事項**」という。）について、本件調査嘱託申立てをしている（本件調査嘱託申立書１頁）。

２　本件各調査事項は、調査を求め得る事項に該当しないこと

調査嘱託は、条文上「必要な調査」を求めることができるとなっている（民事訴訟法１８６条）ものの、嘱託先として掲げられているのが、内外の官庁・公署、学校、商工会議所、取引所その他の団体であり、これらの団体が報告の主体となることからすれば、調査の内容もこれらの団体が団体として保有する情報に関するものに限られるべきである。また、調査嘱託が、嘱託先からの結果報告をそのまま証拠資料とすることができる実質的根拠は、嘱託先から公正かつ確実な報告が期待できることにある。したがって、調査を求め得る事項としては、報告に当たって主観を混入させるおそれのない客観的な事項であって、手元にある資料か

ら容易に結果の得られるものに限られると解される（野田宏・最高裁判所判例解説民事篇昭和４５年度（上）２７頁、高田裕成ほか編・注釈民事訴訟法第４巻１６１～１６２頁、門口正人編・民事証拠法大系第５巻１４１～１４２頁）。

そして、原告らの文書提出命令の申立てに対する被告の令和８年２月２７日付け文書提出命令申立てに対する意見書第２の２（２～３頁）で述べたとおり、被告（本件調査嘱託申立ての嘱託先である最高裁判所事務総局）は、前記１の「逃亡率」を記載した書面を所持しておらず、本件各調査事項をいずれも把握していない。

そのため、本件各調査事項は、手元にある資料から容易に結果の得られるものではなく、調査を求め得る事項に該当しない。

３　本件各調査事項について証拠調べの必要性が認められないこと

(1) 原告らは、本件各調査事項により証明すべき事実を、①「刑訴法８９条１号該当の罪を犯したとして起訴された被告人につき、他の罪を犯したとして起訴された被告人とは異なって「保証金の担保によっては逃亡を防止することができない」ことを裏付ける事実がないこと」、②「刑訴法８９条３号に該当すると判断された被告人につき、同号に該当しないと判断された被告人とは異なって「定型的に逃亡のおそれが極めて強い」ことを裏付ける事実がないこと」であるとする（本件調査嘱託申立書２頁）。

(2) しかし、被告準備書面(1)第５の２(2)（３７～３８頁）で述べたとおり、刑訴法８９条１号は、有罪の判決がなされると相当に重い刑に処せられる場合であり、保証金の担保によっては逃亡を防止することができないと定型的に考えられたために必要的保釈の除外事由とされたものであり、被告は、これを裏付ける証拠として乙第５号証及び１７号証を提出している。また、被告準備書面(1)第６の２(1)（３９頁）で述べたとおり、刑訴法８９条３号は、同号に規定するような被告人は定型的に逃亡のおそれが極めて強いため、必要的保釈の除外事

由とされたものであり、被告は、これを裏付ける証拠として、乙第１７号証を提出している。

また、そもそも、刑訴法８９条１号や３号に該当する者は、必要的保釈の対象とならず、職権保釈により保釈が許可されるところ、職権保釈では、逃亡のおそれの程度も考慮され、逃亡のおそれが高ければ保釈が許可されないと考えられる（刑訴法９０条）。すなわち、職権保釈を許可された者は、その勾留の基礎となる事実の内容も踏まえた上で、なお逃亡のおそれが高くないと判断された者であると解されるから、保釈を許可された者が「逃亡」に及ぶ割合を、罪名別（前記１①）、同種又は同一の前科前歴の有無（前記１②～③）、刑訴法８９条３号に該当するか否か（前記１④）で整理したとしても、前記(1)の事実を立証することはできない。

以上より、本件各調査事項について証拠調べの必要性は認められない。

４　まとめ

以上のとおり、本件各調査事項は調査を求め得る事項に該当しない上、本件各調査事項の証拠調べの必要性も認められず、本件調査嘱託申立ては、理由がないことが明らかであるから、却下されるべきである。

以　上